



CATEGORY 税務解説・寄付・財務情報

対象法人格 公益法人・一般法人

対象部署 経理・総務・広報

対象職位 役員・管理職・職員

解説

## 寄付者は財務情報のどこを視るか ～公益法人会計基準・公益認定への示唆～

馬場英朗 [ばば・ひであき] 関西大学教授

### 目次

- ◆ はじめに
- ◆ I 寄付者の関心
- ◆ II 財務情報のどこを視るか
- ◆ III 公益法人会計基準・公益認定への示唆
- ◆ おわりに

### はじめに

非営利組織にとって会計が重要なことは共通認識であるが、寄付者の財務情報に対する関心は高いとは言えない。寄付者は無駄遣いや不祥事といったネガティブな情報に敏感であるが、自ら能動的に財務情報を調べるよりは、団体の説明責任を追及して事後的な批判が行われる傾向が強いように思われる。

それに対して、いたずらに美化すべきではないが、諸外国では自らの資金を不適切な団体に供給しないように、寄付者自身が調べて確認する「寄付者の自己責任」という考え方がある。そして、単に団体ごとの財務諸表を公表するだけでなく、民間機関等が基本的な財務データや有給スタッフ数、管理費比率などをデータベース化して公開し、評価や格付けをするなど、寄付者の意思決定に役立てるための情報提供も行われている。そこで、本稿では国内外における財務情報の活用状況も

考慮しながら、寄付者は財務情報のどこに関心があるか、あるいは何を視るべきかを考察するとともに、そこから得られる公益法人会計基準や公益認定への示唆を探ってみたい。

## I 寄付者の関心

活動資金の獲得や財務的な持続性は、非営利組織を常に悩ませている課題であり、寄付者などに支援を呼び掛けたいところではあるが、寄付者の関心は主として事業の共感性や組織運営の健全性に向けられている。そのため、積極的な働きかけをしないと寄付は集まらないが、あからさまに資金不足を訴えても、思うように寄付者からの共感が得られないというジレンマがある。

筆者が非営利組織（NPO法人）の寄付者に対して、財務情報への関心についてアンケート調査を行った結果を表に示すと、寄付者は

内部留保や団体財産、あるいは収益や利益が生じているかよりも、活動目的やミッション、将来の目標や活動の成果を重視する傾向が認められた。また、人件費や事業費比率といった資金の使い道への関心はある程度あったが、その一方では「会計情報によって寄付するか否かを決めることはなく無意味な調査」という叱責に近いコメントも存在した。

それに対して、海外の研究によると寄付に対して総資産が正に（Tinkelman[1999]）、あるいは管理費比率が負に、ファンドレイジング費が正に働くこと（Greenlee and Brown[1999]）が検証されている。さらに、アンケート調査によると寄付者は目標や活動内容、成果などの非財務情報をより重要視するが、財務情報については詳細な財務諸表よりも簡潔に要約したものを好むとともに、管理費比率が比較的重視されている（Hyndman[1990]）。

表：寄付者が重要と考える財務情報

財務情報に関する項目 (18項目の調査結果から抜粋)	団体A		団体B	
	順位	加重 平均値	順位	加重 平均値
団体の活動目的やミッション	1	4.69	1	4.84
来年度や将来の活動目標、予算	3	4.09	2	4.13
団体の活動内容・成果に関する記述的情報	2	4.13	4	4.03
団体の活動内容・成果に関する数量的情報	4	3.72	3	4.06
効率的に人件費が使われているか	6	3.55	5	3.87
事業に使った資金の割合（事業費の金額）	5	3.70	7	3.65
人件費や旅費交通費、家賃、消耗品費等の資金の使い道	7	3.36	6	3.74
寄付金や補助金による収入の金額	11	3.16	9	3.58
収益（収支差額・利益）の金額	10	3.17	10	3.48
多様な収入源の確保（事業収入や寄付金収入等のバランス）	11	3.16	10	3.48
事業による収入の金額	14	3.06	12	3.32
団体が保有している資金や財産	15	3.02	15	3.23
内部留保（正味財産・純資産）の金額	16	2.97	16	3.16

※ 加重平均値は、寄付者が評価した5段階の重要度を加重平均したものである。

出典：馬場ほか [2013]p.4 を加工して作成

また、寄付の依頼文を送付する際に財務情報を添付する方が、財務情報がない場合よりも寄付をしてもらえる可能性が高い（Parsons [2007]）ということが明らかにされている。

したがって、寄付者は明示的に財務情報を意識していなくても、寄付の意思決定をする際の潜在的な判断基準として財務情報を用いている可能性がある。特に、寄付者は事業費比率、あるいはその裏返しである管理費比率への関心が比較的高い一方で、きちんと成果があがっていれば利益を得ているかどうか、あるいは内部留保や余剰財産がどれくらいあるかということあまり気にしないことが、これまでの研究によってうかがわれる。

## Ⅱ 財務情報のどこを視るか

現状では、寄付者の財務情報に対する関心は高いとは言えないが、その一因にはわが国の非営利組織を取り巻く環境において、寄付者の会計リテラシーを高める機会が欠けており、自ら財務情報を確認する習慣が根付いていないという問題がある。そこで、非営利組織は寄付者にどのような財務情報を提供すべきか、また寄付者は財務情報のどこを視るべきか、ということを考えてみたい。

まず、費用に関しては資金の使い道が重要であり、丁寧に説明すべきことは団体及び寄付者の共通認識となっている。ただし、より詳細な情報を提供したいと考える団体側と、わかりやすい説明を求める寄付者側には情報ニーズのギャップが生じがちである。また、適切な支出を確保することは活動や組織を持続するうえで不可欠であるが、寄付者は拠出した資金が人件費や管理費に使われることに拒否感をもつ場合がある。そのため、「寄付は管理費に使わない」とアピールする団体もあるが、災害時など寄付の事務処理に追われて、事業自体に支障をきたす事例も生じてい

る。適正な人件費や管理費が不可欠と理解してもらうことは、個別団体の努力では限界があり、非営利セクター全体として重要性を伝えていく必要があるだろう。

それに対して、費用に比べて収益の情報はあまり重視されていないように思われる。しかし、収益をどこから獲得するかは、寄付者の関心が高い将来の活動目標や予算とも連動する課題である。また、わが国では行政委託事業や補助金など、特定の財源への依存度が高い団体も少なくないところ、これらの財源は余剰資金を残すことがあまり認められないため、中長期的には活動や組織が先細りすることも懸念される。この点について、NPO法人に係る研究では寄付を含めて多様な財源をもつ団体の方が、正味財産を蓄積できることが検証されている（馬場ほか [2010]）。そのため、中長期的な経営計画とも関連づけながら団体の収益構造を見直し、寄付などの多様な財源を確保できるように働きかけを続けることが重要になる。

さらに、非営利組織の会計において大きな論点となる正味財産については、収支を均衡させて余剰を残すべきではないという誤解が根強くある。しかし、必ずしも寄付者は、余剰や正味財産の多寡に関心をもっているわけではない。また、組織として活動する以上は、非営利であっても将来の投資やリスクに備えるために、一定水準の正味財産を蓄積することが不可欠である。特にコロナ禍のもとで、これまで順調に運営してきた団体の財政が急激に悪化する事態が生じており、リスクに備える内部留保の重要性が痛感される。将来への展望を提示するためにも、人材や事業の開発に必要な投資計画、あるいは潜在的なリスクを含めた情報を寄付者等の利害関係者に示したうえで、どの程度の正味財産を蓄積すべきかという団体の方針を明確にすることが望

ましいと思われる。

### Ⅲ 公益法人会計基準・公益認定への示唆

ここまでの議論をまとめると、寄付者に提供したい非営利組織の財務情報としては、①資金使途の明確化と適切な支出への理解、②中長期的な経営計画と結びついた財源の見通し、③将来への人材・事業開発に必要な投資及びリスクに備える内部留保の方針が挙げられる。ただし、公益法人会計基準はそもそも利害関係者へのアカウントビリティよりも、公益認定制度に対応することを目的とした会計処理が採用されている。そのため、寄付者のニーズに沿った財務情報を提供するには、以下のような課題があると考えられる。

まず、資金使途の明確化については、公益認定を満たせるように公益目的事業費率を高めるため、できるだけ多くの費用を公益目的事業に割り振り、管理費が過少に見えてしまう懸念がある。合理的な範囲で間接経費を事業費に配賦することは問題ないが、事業管理に関する人件費や事務所経費などが過度に事業費へと計上されると、偏りのある財務情報に基づき寄付者の意思決定を阻害したり、適正な管理費水準を見積もることが困難になったりする。また、公益法人会計基準について現在、正味財産増減計算書に代わる活動計算書に費用の機能別分類を導入すべきか議論されているところ（内閣府公益認定等委員会[2021]）、事業費及び管理費を集約して表示すれば簡潔になって一覧性が向上するものの、人件費や旅費交通費などの各費目がいくらになるかわかりにくくなるという懸念もある。（なお、諸外国では集約表示したうえで、内訳を注記することなどが行われている。）

次に、財源の見通しについては、公益認定による収支相償が基礎となっているため、リ

スクを取りながら新たな財源を開拓するよりも、予定された財源を計画的に費消することが求められている。財政の安定性は重要な課題であるが、世界的に見ると非営利組織には社会的なイノベーションを推進する主体として、リスクを恐れずに試行錯誤することが期待されている。特定費用準備資金や公益目的保有財産の取得を見込むことで弾力的な運用ができるものの、あくまでも事前の計画に従った財政運営が求められており、挑戦的な経営を行ううえでは公益認定が一定の足枷になっているとも考えられる。

最後に、内部留保については、旧来の公益法人制度において過剰な余剰財産を蓄積していたケースもあり、公益認定によって遊休財産の保有が制限されている。この点に関して特定費用準備資金や公益目的保有財産の取得などである程度は弾力的な運用ができるが、遊休財産は公益目的事業費相当額の1年分が上限とされている。したがって、突発的な寄付金の受け入れがあっても速やかな費消を計画する必要があるなど、中長期的な投資あるいはリスクへの備えを展望することが困難となり、今般のコロナ禍のような状況が発生すると容易に財政が傾いてしまう恐れもある。それに対して、諸外国では利害関係者にレジリエンス（強靱性）を説明するために、各団体が内部留保の方針を定めて公表するという取組みも行われている。

### おわりに

公益法人会計基準が公益認定の判断基準とリンクしていることにより、公益法人の財務情報と寄付者へのアカウントビリティには一定の乖離が生じている。その反映として、公益法人には変化を期待しない静態的な運営が想定されているようにも思われるが、世界的に見ると非営利セクターは社会変革を生み出

す存在としてダイナミズムを高めている。公益法人制度におけるこのような齟齬<sup>そご</sup>は、いまだ移行認定が大半を占めており、新規の公益認定があまり伸びていない状況にも表れていると考えられる。

公益法人が社会からの理解を獲得するためには、寄付者などの利害関係者のニーズに沿った組織運営と情報開示が求められる。また、それを実現できるような経営の柔軟性が必要になる。わが国の公益法人制度改革にあたって参考にされたイギリスのチャリティ委員会では、公開することが望ましい情報項目を提示し、団体自身が自主的に情報を開示して社会からの理解を得ることが推奨されている。公益法人関連三法の理念を阻害しないように、会計が法人の自主的な運営を縛ることなく、利害関係者の理解と監視を基盤としながら民間が公益を担うことのできる財務情報の開示が進むことが期待される。

### 【参考文献】

内閣府公益認定等委員会 [2021] 「令和2年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」。

馬場英朗・石田祐・五百竹宏明 [2013] 「非営利組織の財務情報に対する寄付者の選好分析」『ノンプロフィット・レビュー』13(1)、pp.1-10。

馬場英朗・石田祐・奥山尚子 [2010] 「非営利組織の収入戦略と財務持続性—事業化か、多様化か?」『ノンプロフィット・レビュー』10(2)、

pp.101-110。

Greenlee, J. S. and Brown, K. L. [1999] The impact of accounting information on contributions to charitable organizations, *Research in Accounting Regulation*, 13, pp.111-125.

Hyndman, N. [1990] Charity accounting: an empirical study of the information needs of contributors to UK fund raising charities, *Financial Accountability & Management*, 6 (4), pp.295-307.

Parsons, L. M. [2007] The impact of financial information and voluntary disclosures on contributions to not-for-profit organizations, *Behavioral Research in Accounting*, 19, pp.179-196.

Tinkelman, D. [1999] Factors affecting the relation between donations to not-for-profit organizations and an efficiency ratio, *Research in Governmental and Nonprofit Accounting*, 10, pp.135-161.

### 執筆者 Profile

馬場英朗 (ばば・ひであき)

大阪大学博士（国際公共政策）、公認会計士。監査法人勤務後、愛知学泉大学を経て現職。著書に『非営利組織のソーシャル・アカウンティング』（日本評論社、日本NPO学会林雄二郎賞・国際公認会計学会（図書部門）学会賞）、『公会計と公共マネジメント』（中央経済社）など。

\*

\*

\*